

令和4年秋肥・令和5年春肥価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、コロナ禍における肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるために、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料価格の上昇に伴う経費負担の増加分（以下「肥料の価格上昇分に伴う経費負担の増加分」という。）に対し、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）第5に定める肥料価格高騰対策事業費補助金のうち肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）に上乗せして、当該年度の予算の範囲内において、令和4年秋肥・令和5年春肥価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）で定める普通肥料及び特殊肥料をいう。
- (2)「当年の肥料費」とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
- (3)「高騰率」とは、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省が定めるものとする。
- (4)「前年の肥料費相当額」とは、当年の肥料費を高騰率及び10分の9で割った代金をいう。
- (5)「取組実施者」とは、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者が5人以上で組織する団体であり、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等をいう。

(補助の対象)

第3 補助の対象となる事業者は、取組実施者とする。

2 補助の対象となる経費は、肥料の価格上昇分に伴う経費負担の増加分とする。

(補助額の算出方法等)

第4 補助金の算出方法は、当年の肥料費から前年の肥料費相当額を差し引いて得られた額に100分の15を乗じた額とする。ただし、百円未満は切り捨てとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付申請は、規則第3条に定める書類のほか、青森県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書(以下「方法書」という。)で定める次に掲げる書類を添付し行うものとする。

- (1) 肥料価格高騰対策事業採択通知書写し(方法書様式第2号)
- (2) 肥料価格高騰対策事業取組計画書写し(方法書様式第1号別添)
- (3) 参加農業者名簿写し(方法書参考様式第1-2号)
- (4) 振込先口座情報写し(方法書様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付の方法)

第7 補助金は、補助事業の概算払いにより交付する。

(補助金の交付の請求)

第8 補助金の請求は、補助金等請求書(規則様式第4号)の提出により行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添付し行うものとする。

- (1) 事業の実績報告書(規則様式第5号)
- (2) 事業実績書(規則様式第6号)
- (3) 収支精算書(規則様式第7号)
- (4) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書写し(方法書様式第1号別添)
- (5) 参加農業者名簿写し(方法書様式第1-2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。